

(単位：百万円)

| | | | | |
|----------------|---|-------------------|---|-----|
| 事業名 | 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業 | | 事業番号 | 36 |
| 事業概要 | 小規模事業場における安全衛生活動を促進するため、小規模事業場を主な構成員とする団体等に対し、団体が自主的に行う安全衛生活動に対し支援を行う。 | | 18年度予算額 | 890 |
| 18年度成果目標 | 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害（休業4日以上）の発生件数を50%以下にする。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 安全衛生診断及び安全衛生教育の支援の強化を図る。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害発生件数（休業4日以上）。 | |
| 実績 | 平成18年度登録団体事業場について、3年間支援するうちの1年目終了時点における事業開始時と比較した労働災害発生件数：13.4%減 | | | |
| 評価 | 1年目終了時点の労働災害発生件数から考えると目標を達成する見込みであり、安全衛生活動の取組が活性化し労働災害が減少するなど高い効果を上げている。また、今後も小規模事業場において自主的な安全衛生活動が実施できるよう体制整備のための支援は必要不可欠であるため、引き続き事業を実施する必要がある。 | | | |
| 19年度成果目標 | 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害（休業4日以上）の発生件数を50%以下にする。 | | 19年度予算額 | 719 |

| | | | | |
|----------------|---|-------------------|---|-----|
| 事業名 | 中小規模事業場健康づくり事業（平成19年度より「33過重労働・メンタルヘルス対策の推進事業」に統合） | | 事業番号 | 37 |
| 事業概要 | 心とからだの健康づくり（THP）の普及・定着のため、労働者数300人未満の中小規模事業場における健康づくり活動を支援し、THP導入に意欲のある事業場を対象に指導を実施する。 | | 18年度予算額 | 971 |
| 18年度成果目標 | THPの導入に向けた職場の健康づくりサービス終了時（4年目）の健康診断における有所見者数を、支援サービス開始時（2年目）と比較して10%以上減少させる。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 事業場において、計画的かつ継続的に労働者の健康の保持増進を図ることが重要であることについて事業者の理解を得られるようTHPの導入に向けた職場健康づくり支援サービスを実施する。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | THPの導入に向けた職場の健康づくりサービス終了後（4年目）の事業場における健康診断の有所見率を、サービス開始前（2年目）の健康診断の有所見率と比較する。 | |
| 実績 | 健康づくり支援サービス終了後の事業場における健康診断の有所見者の減少率は0.6%であった。（平成17年度実績：支援サービス開始前（2年目）31.0%、支援サービス終了後（4年目）30.8%） | | | |
| 評価 | 有所見者の減少率が目標値に達しなかったことを踏まえ、また、より効率的かつ効果的に事業を実施するため、事業場に対する支援の方法等について更なる検討を行う必要がある。 | | | |

| | | | | | |
|--------------|--|--|--|-------------|---|
| 19年度 成果目標 | ※ 平成19年度より、「33過重労働・メンタルヘルス対策の推進事業」に統合。 | | | 19年度 予算額 | - |
|--------------|--|--|--|-------------|---|

| | | | | | |
|----------------------------|--|-------------------------------------|-----------------|-------------|-----|
| 事業名 | 危険有害な特定化学物質対策の推進事業 | | | 事業 番号 | 38 |
| 事業概要 | 石綿、ダイオキシン類、シックハウス関連化学物質対策の充実を図るため、これらの危険有害な化学物質にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。 | | | 18年度 予算額 | 355 |
| 18年度 成果目標 | 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を80%以上にする。 | | | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | 講習内容に適した講師の選定、講習内容の充実。 | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | 受講者に対するアンケート調査。 | | |
| 実 績 | 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組んだ割合は82.6%であった。 | | | | |
| 評 価 | 目標は達成され、当該事業により石綿による健康障害の防止が図られた。今後とも制度改正等を踏まえ、石綿による健康障害の防止に向けて関係者への周知等に努める。 | | | | |
| 19年度 成果目標 | 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。 | | | 19年度 予算額 | 211 |

| | | | | | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|-------------------|-------------|-----|
| 事業名 | 化学物質管理の支援体制の整備事業（平成19年度より「40職場における化学物質のリスク評価推進事業」を統合） | | | 事業 番号 | 39 |
| 事業概要 | GHSに対応した化学物質管理マニュアル作成、GHSに対応した表示・化学物質等安全データシート(MSDS)の記載例の作成、MSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行い、事業者が行う化学物質管理の充実に資する。 | | | 18年度 予算額 | 212 |
| 18年度 成果目標 | GHS対応の表示・MSDS（化学物質等安全データシート）を202物質作成し、労働安全衛生法57条及び57条の2に規制されるすべての物質（632物質）についてのGHS対応のモデル表示・MSDSを公表する。 | | | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | 対象となる有害な化学物質に係る有害性情報の適確な把握を行うとともに、有害性調査、GHS分類を確実に実施する。 | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | 公表内容の内容の精査、実績の確認。 | | |
| 実 績 | GHS対応の表示・MSDS（化学物質等安全データシート）を363物質作成し、労働安全衛生法57条及び57条の2に規制されるすべての物質（632物質）についてのGHS対応のモデル表示・MSDSを公表した。 | | | | |

| | | | |
|--------------|---|-------------|-----|
| 評価 | 目標は達成され、今後、当該成果を活用し有害な化学物質による健康障害の防止が図られることとなる。今後とも、化学物質による健康障害の防止に向けて関係者への周知等に努める。 | | |
| 19年度 成果目標 | 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を80%以上にする。 また、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示に示された10物質について確実にリスク評価書を作成する。 ※ 平成19年度より、「40職場における化学物質のリスク評価推進事業」を統合。 | 19年度 予算額 | 234 |

| | | | | |
|---------------------------|---|-------------------------------------|------------------|----|
| 事業名 | 職場における化学物質のリスク評価推進事業（平成19年度より「39化学物質管理の支援体制の整備事業」に統合） | | 事業 番号 | 40 |
| 事業概要 | 海外で規制している化学物質等について、職場でのばく露可能性、有害性等の情報を収集し、リスク評価対象化学物質の選定を行うとともに、ばく露情報の収集等を行いリスク評価を実施するなどにより、適切な化学物質管理の促進に資する。 | | 18年度 予算額 | 79 |
| 18年度 成果目標 | 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示に示された物質について確実にリスク評価書を作成する。 | | | |
| 成果目標 を達成す ための 手法 | 対象となる有害な化学物質に係る暴露情報の適確な把握を行うとともに、有害性調査、暴露調査を確実に実施する。 | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | 報告書の内容の精査、実績の確認。 | |
| 実績 | 平成18年2月に労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示に示された5物質について確実にリスク評価書を作成した。これら5物質について、作成されたリスク評価書に基づき、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度等に応じて、関係政省令の整備等を行うこととしている。 | | | |
| 評価 | 目標は達成され、当該事業により有害な化学物質による健康障害の防止が今後図られることとなる。今後とも対象物質を増やし、化学物質による健康障害の防止に向けて関係者への周知等に努める。 | | | |
| 19年度 成果目標 | ※ 平成19年度より、「39化学物質管理の支援体制の整備事業」に統合。 | | 19年度 予算額 | - |

| | | | |
|--------------|--|-------------|-------|
| 事業名 | 化学物質の有害性調査等事業 | 事業 番号 | 41 |
| 事業概要 | 化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験等、培養細胞を用いた染色体異常試験等を実施する。さらに、実験動物を用いた長期吸入試験等を行う施設として、昭和57年に、国が設立した日本バイオアッセイ研究センターについて、定期的に国の委託による試験の対象物質の変更を行うことから、これに伴う試験設備の変更を行う。また、施設建設から約20年を経過し施設の老朽化が進んでいることから実験の継続に必要な不可欠な試験関連の設備を計画的に改修する。 | 18年度 予算額 | 1,135 |
| 18年度 成果目標 | 委託物質に係る有害性試験を適性の実施し、平成18年度試験が終了する2物質について、試験結果を公表する。 | | |

| | | | |
|----------------|---|-------------------|------------------|
| 成果目標を達成するための手法 | 試験の運用管理を適切に行うことにより、有害性調査を確実に実施する。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 報告書の内容の精査、実績の確認。 |
| 実績 | 委託物質に係る有害性試験を適性に実施し、平成18年度試験が終了した2物質（プロピオニトリル、1-クロロ-2-ニトロベンゼン）の試験結果に係る報告書について、国会図書館に納入し、公開した。 | | |
| 評価 | 目標は達成され、当該事業により有害な化学物質による健康障害の防止が今後図られることとなる。今後とも対象物質を増やし、化学物質による健康障害の防止に向けて関係者への周知等に努める。 | | |
| 19年度成果目標 | 委託物質に係る有害性試験を適性に実施し、平成19年度試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。 | 19年度予算額 | 1,101 |

| | | | | |
|----------------|--|-------------------|--|-------|
| 事業名 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金（独立行政法人） | | 事業番号 | 42 |
| 事業概要 | 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。 | | 18年度予算額 | 1,679 |
| 18年度成果目標 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の中期目標を達成する。（独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標対象期間：平成18年4月～平成23年3月）。平成18年度における目標は次のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 研究発表会での口頭発表、学会等への論文（独立行政法人労働安全衛生総合研究所刊行の研究報告類を含む。）の投稿を、内部研究評価システムを活用して積極的に促進する。 国内外で開催される学術集会等における研究員の発表及びIndustrial Health誌や他の学術雑誌等における研究発表を積極的に促進する。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 外部有識者による独立行政法人評価委員会において年度評価、事後評価を実施する。 | |
| 実績 | 学会発表：388回 論文発表等：241報 | | | |
| 評価 | 論文発表数が年度計画を大幅に上回っており、原著論文の8割が国際学会誌に掲載されるとともに、国内外の専門家を招いた講演会、シンポジウム、セミナー等を多数開催し情報交流に努めており、高く評価できる（厚生労働省独立行政法人評価委員会「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の平成18年度の業務実績の評価結果」より抜粋。）。 | | | |
| 19年度成果目標 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。（対象期間：平成18年4月～平成23年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。 | 19年度予算額 | 1,694 | |

| | | | | | |
|----------------|--|---------------------|--|---------|-----|
| 事業名 | 国際安全衛生センター運営事業（平成19年度より「海外派遣労働者に対する安全衛生確保事業」に変更、廃止整理予定事業） | | | 事業番号 | 43 |
| 事業概要 | 海外進出企業における労働安全衛生水準の向上、労働安全衛生分野における国際協力の促進のため、諸外国の情報収集及びホームページ等を通じた提供、途上国の安全衛生団体の担当者に対する労働衛生に関する研修を行う。 | | | 18年度予算額 | 179 |
| 18年度成果目標 | 1 情報提供事業 新たに国際安全衛生センターの情報等を利用した事業場において、新たに労働災害防止に取り組む割合を80%以上にする。 2 開発途上国研修協力事業 研修事業参加国において、当該研修を踏まえ新たに安全衛生対策に取り組む割合を80%以上にする。 | | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 1 情報提供事業 ホームページ上に、利用者からの問合せや意見・要望を聴取するための「問合せフォーム」や安全衛生関係者等の情報交換の場としての「交流掲示板」を設けることにより、利用者が主体的にホームページを活用することにより、労災防止の意識を覚醒させる。 2 開発途上国研修協力事業 各国の研修ニーズの調査を行うことにより、研修カリキュラム評価・改善等を実施する。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 1 ホームページ利用者からのアンケートによる評価。 2 研修員からのアンケートによる評価。 | | |
| 実績 | 1 ホームページ上にアンケートを掲載し、ホームページの情報を踏まえて何らかの安全衛生安全衛生対策を講じる予定について調査したところ、本項目の回答者の94%が「講じる予定がある」と回答した。 2 実施研修数 10コース15カ国141名参加しており、また、自国において安全衛生対策に取り組む割合を調査したところ、91%が「取り組む予定である」と回答した。なお研修カリキュラムの評価・改善を行うことにより、平成18年度はカリキュラムの新規開発及び内容の変更を6コースについて行った。 | | | | |
| 評価 | 平成18年度は事業目標を達成し、海外進出企業の安全衛生対策や開発途上国の安全衛生対策に役立っていると思料される。なお、昨年の労働福祉事業の見直しの議論を受け、今後国際安全衛生センター事業を廃止、整理する予定である。 | | | | |
| 19年度成果目標 | 1 情報提供事業 新たに国際安全衛生センターの情報等を利用した事業場において、新たに労働災害防止対策に取り組む予定である割合を94%以上にする。 2 海外進出先国研修協力事業 研修事業参加国において、当該研修を踏まえ新たに安全衛生対策に取り組む予定である割合を91%以上にする。 3 事業の廃止・整理について 国際安全衛生センター運営事業については、労働福祉事業見直し検討会における指摘を踏まえ、今後平成19年度に事業を縮小し、平成20年度に廃止、整理する予定であり、事業の廃止、整理に向けて作業を進める。 ※ 平成19年度より、事業名を「海外派遣労働者に対する安全衛生確保事業」に変更。 | | | 19年度予算額 | 154 |

| | | | | |
|----------------|---|---------------------|---|-------|
| 事業名 | 労働災害防止対策費補助金 | | 事業番号 | 44 |
| 事業概要 | 事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体の規定により設立された労働災害防止団体（6団体）が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行うもの。 | | 18年度予算額 | 2,643 |
| 18年度成果目標 | 1 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）を1,520回以上実施する。 2 全国産業安全衛生大会の参加者数を、11,000人以上とする。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 安全衛生管理活動及び教育・講習事業の質的向上を図るとともに、全国産業安全衛生大会の普及に努める。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 1 定量的な目標数値の達成状況による評価。 2 利用者側からのアンケートによる評価。 | |
| 実績 | 1 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）の実施回数：1,858回 対象事業場による、当該活動が企業にとって有用であった旨の回答：98.6% 2 平成18年度全国産業安全衛生大会の参加人数：10,234人 | | | |
| 評価 | 安全衛生管理活動については、目標に達成しており、事業主の労働災害防止活動に対する技術的支援や安全衛生に関する教育・講習などにより、事業場の安全衛生水準の向上に効果を上げている。また、産業安全衛生大会の参加人数については、わずかに目標に届かなかったものの、今まで参加する機会のない地元事業場が積極的に参加しており、安全衛生意識の普及が図られたところであり、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。 なお、効率化を進め補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間（平成18年度から平成22年度まで）で10%削減することとしている。 | | | |
| 19年度成果目標 | 1 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）を1,858回以上実施する。 2 全国産業安全衛生大会の参加者数を、11,000人以上とする。 （平成20年度から第11次労働災害防止計画が始まることから、20年度以降の成果目標については、当該計画に準じた具体的災害件数の減少といった目標を設定することを検討） | | 19年度予算額 | 2,532 |

| | | | | |
|----------------|--|---------------------|-----------------------------|-------|
| 事業名 | 産業医学振興事業 | | 事業番号 | 45 |
| 事業概要 | 産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行うもの。 | | 18年度予算額 | 7,004 |
| 18年度成果目標 | 1 国家試験情報の収集、結果の分析、授業担当教員への情報伝達等各教員が共通認識に立ち学生指導を行う体制を整備するとともに、高い教育水準を達成することにより、医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 2 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上を純増させる。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 学内の体制整備に努める。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 定量的な目標数値の達成状況や体制整備の状況により評価。 | |

| | | | |
|----------|--|-------------|-------|
| 実績 | <p>1 これまでの国家試験の結果分析、出題傾向等の情報収集を行い、これらを全教員に周知するなど、学生指導のための体制強化を図るとともに、医師国家試験に準じた形式で行われる全国模擬試験および学内の総合試験の結果に基づく、指導教員による学習指導の強化を図るとともに、自習室等の学習環境の整備、公開された国家試験過去問題集の図書館への配架などの学生の学習支援を行い、成績向上のための対策を講じた。 また、既卒者についても、個別に担当教員を設定する等、学習支援体制の整備を図った。</p> <p>2 平成18年の合格率は第23位（前年：10位）</p> <p>3 産業医数（平成18年7月1日現在）333名（前年311名）。増加数22名。</p> | | |
| 評価 | <p>産業医数については、目標を達成しており、産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保に一定の効果を上げている。また、医師国家試験の合格率については、新卒者のみを対象とした場合、第11位となり目標を達成しているものの、既卒者の合格率が全国平均と比較して低調であるため、目標を達成できなかったところであるが、成績不振の者に対して指導強化をする等、優秀な産業医を輩出するための根底となる医学教育の充実には積極的に取り組んでいることが認められるところであり、さらなる職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康の維持増進のため、引き続き事業を実施する必要がある。</p> <p>なお、産業医科大学の中期目標・中期計画（計画期間：平成16年度～平成21年度）において、効率的な施設運営、事務の合理化、人員配置の適正化等を進め、補助に係る一般管理費（人件費を除く。）及び事業費について、中期目標・中期計画の最終年度までに一般管理費16.25%及び事業費6.25%縮減することとしている。</p> | | |
| 19年度成果目標 | <p>1 国家試験情報の収集、結果の分析、授業担当教員への情報伝達等各教員が共通認識に立ち学生指導を行う体制を整備するとともに、高い教育水準を達成することにより、医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。</p> <p>2 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上を純増させる。</p> | 19年度 予算額 | 6,311 |

| | | | | |
|----------------------------|--|-------------------------------------|------------------------|-----|
| 事業名 | 石綿業務に従事した離職者の特別健康診断事業（平成18年度限り廃止事業） | | 事業 番号 | 46 |
| 事業概要 | 過去に石綿業務に従事した離職者で事業場の廃業等の理由により石綿健康診断を受診できない者に対して、臨時に特別健康診断を実施する。 | | 18年度 予算額 | 202 |
| 18年度 成果目標 | 受診者に対する健診結果を受診後1ヶ月以内に通知する。 | | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | 個々の健診機関における速やかなX線写真の読影、判定及び事務処理。 | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | 個々の健診機関における受診受付簿による確認。 | |
| 実績 | 1次健康診断（問診・胸部エックス線検査）は、1,655人に実施され、そのうち何らかの所見があったもの616人に対して2次健康診断（らせんCT検査）を実施し、受診受付簿により確認できた者全員について、1次健診、2次健診実施後1ヶ月以内に健診結果が通知されていた。 | | | |
| 評価 | テレビ、新聞による報道や都道府県、市町村広報、パンフレット等による周知が行われ、申請期間も延長するなど、受診希望者に対しては適切かつ迅速に健康診断が実施された。 | | | |
| 19年度 成果目標 | ※ 平成18年度をもって廃止。 | | 19年度 予算額 | - |

| | | | | |
|----------------|---|---------------------|-------------------------------|-----|
| 事業名 | 2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築事業 | | 事業番号 | 47 |
| 事業概要 | 2007年問題をはじめとする労働現場の変化、これに伴う事業場における安全衛生水準の低下に対応するため、近年進歩の著しいIT技術を駆使した新たな安全衛生管理手法の構築を図る。 | | 18年度予算額 | 104 |
| 18年度成果目標 | ITを使用することによりリスクを低減することができる作業領域の分析を行い、当該領域に適したリスク低減のためのITのシステムを開発する。また、開発したシステムを実際の現場に適用し、その有用性を検証する。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 学識経験者等による委員会においてITを活用した安全衛生管理手法を構築し、開発した手法について、業種別団体を通し事業場における実証試験を行う。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 実証試験の結果を学識経験者等による委員会において評価する。 | |
| 実績 | ITを使用することにより、リスクを低減することのできる作業領域を分析し、通常作業、保全作業、トラブル処理作業、緊急時対応作業に適した「データベース」、「情報伝達」、「識別・位置等検出」についてのシステムを開発した。さらに、それらについての有用性について実証試験を実施し、委員会においてリスク低減効果を確認した。 | | | |
| 評価 | 目標を達成し、実証試験においてリスク低減効果を確認するなど効果を上げており、更なる課題等について検討する必要があるため、引き続き事業を実施する必要がある。 | | | |
| 19年度成果目標 | ITを活用した安全衛生管理システムについて、実際の現場に適用し、検証を行うことにより、事業場において実用可能な手法とするための問題点・改善点等を把握する。(平成20年度までの時限事業) | | 19年度予算額 | 78 |

| | | | | |
|------|--|--|---------|-------|
| 事業名 | 労働時間等の設定改善の促進を通じた仕事と生活の調和対策の推進事業 | | 事業番号 | 49 |
| 事業概要 | <ol style="list-style-type: none"> 労働時間等設定改善援助事業の実施 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。 労働時間等設定改善推進助成金の支給 労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業事業主団体に対して助成を行う。 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 企業の労使や自治体の関係者の参集を求め、シンポジウムを開催する等により、関係労使をはじめ、広く国民が仕事と生活の調和の重要性や必要性を踏まえた取組を行うための社会的気運の醸成を図る。 | | 18年度予算額 | 1,515 |

| | | | |
|----------------|--|---------------------|---|
| 18年度 成果目標 | <p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>3 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 シンポジウムの参加者数を5,300人以上とする。</p> | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 個々の会員事業場の実情を踏まえた指導・援助を行い、労働時間等の設定改善を図るとともに、仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催等を行い、社会的気運の醸成を図る。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 年次有給休暇の取得率、所定外労働時間数等の調査結果を指標として評価を実施する。 |
| 実績 | <p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率が3.2%上昇し、目標を達成した。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数が16.7%削減し、目標を達成した。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場における年次有給休暇の平均取得率は2.4%上昇し、目標を達成した。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数が13.0%削減し、目標を達成した。</p> <p>3 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 シンポジウムの参加者数は6,677人となり、目標を達成した。</p> | | |
| 評価 | いずれの事業についても目標を達成し、労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進するための支援策として有効であったと評価できる。今後も引き続き適切に実施し、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減を図っていく必要がある。 | | |

| | | | |
|--------------|--|-------------|-------|
| 19年度 成果目標 | <p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。</p> <p>3 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 シンポジウムの参加者数を5,300人以上とする。</p> | 19年度 予算額 | 1,676 |
|--------------|--|-------------|-------|

| | | | | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|---|-----|
| 事業名 | 勤労者マルチライフ支援事業（平成18年度限り廃止事業） | | 事業 番号 | 50 |
| 事業概要 | 勤労者のボランティア参加に向けた基盤整備を図るため、事業主団体等と連携しつつ、勤労者と受入先とのマッチング、情報提供・相談活動、企業担当者を対象としたセミナーや勤労者を対象としたガイダンスの開催等を実施する。 | | 18年度 予算額 | 147 |
| 18年度 成果目標 | 本事業のプログラムに参加した者でボランティアを始めた者の割合を40%以上とする。 | | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | ボランティア情報、体験ボランティアのメニューやセミナーの充実を図る。 | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | 本事業のプログラムに参加した者に対しアンケート調査を実施し、ボランティアを始めた者の割合を指標として評価する。 | |
| 実 績 | 本事業のプログラムに参加した者でボランティアを始めた者の割合 44% | | | |
| 評 価 | 目標を達成し、労働者の心身の健康の維持増進を図ることが課題となっている中、メンタルヘルスの改善、健康の維持増進が期待されるボランティア活動の普及促進事業として有効であったと評価されるが、本事業については、平成18年度限りで廃止とした。 | | | |
| 19年度 成果目標 | ※ 平成18年度をもって廃止。 | | 19年度 予算額 | - |

| | | | | |
|------|---|--|-------------|----|
| 事業名 | 勤労者の快適通勤・テレワーク等の環境整備事業（平成18年度限り廃止事業） | | 事業 番号 | 51 |
| 事業概要 | 勤労者の快適通勤については、通勤混雑の緩和を図るため、労使などの関係者による協議会の開催、ポスター等による広報を行う。テレワーク等については、テレワークの普及促進を図るため、シンポジウム等による普及啓発、テレワーク相談センターにおける相談・助言等を行う。また、自営で行う在宅就業については、WEBサイトを実証運用するとともに、在宅就業者の支援策に関し調査研究を行う。 | | 18年度 予算額 | 28 |

| | | | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|--------------------------------|
| 18年度 成果目標 | テレワーク相談センターで相談を受けた企業数を192件以上とする。 | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | 1 ホームページにアクセスしやすくする工夫を図る。 2 テレワーク相談センターにおけるサポートの充実を図る。 | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | テレワーク相談センターの利用状況を指標として評価を実施する。 |
| 実 績 | テレワーク相談センターで相談を受けた企業数 262件 | | |
| 評 価 | 目標を達成し、テレワークの普及促進策等として有効であったと評価されるが、事業の見直しの結果、本事業については平成18年度限りで廃止とした。 | | |
| 19年度 成果目標 | ※ 平成18年度をもって廃止。 | | 19年度 予算額 |
| | | | - |

| | | | | |
|----------------------------|--|-------------------------------------|--|-----|
| 事 業 名 | 中小企業勤労者総合福祉推進事業 (平成18年度限り廃止事業) | | 事業 番号 | 52 |
| 事業概要 | 中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が相協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに対し、国が補助を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図る。 | | 18年度 予算額 | 787 |
| 18年度 成果目標 | 1 中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数を94万人以上とする。 2 サービスセンターが補助した生活習慣病（成人病）検診、人間ドック受診の実施数を56,157人（17年度実績）以上とする。 | | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | リーフレット等を作成し、サービスセンターの周知を実施する。 国が市区町村に対して補助を行う上限額については、サービスセンターの会員数に基づき決定する。 | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | 中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数の調査結果を指標として評価を実施する。 | |
| 実 績 | 1 サービスセンターの総会員数：956,930人（平成19年3月末現在） 2 サービスセンターが補助した生活習慣病（成人病）検診、人間ドック受診の実施数：65,500人 | | | |
| 評 価 | 目標を達成し、脳・心臓疾患や精神障害の労災認定件数が増加する中、中小企業労働者の健康の維持増進に役立っていると評価されるが、事業の見直しの結果、本事業については平成18年度限りで廃止とした（ただし、平成22年度までは経過措置を講じるものとする）。 | | | |
| 19年度 成果目標 | 1 中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数を96万人以上とする。 2 サービスセンターが補助した生活習慣病（成人病）検診、人間ドック受診の実施数を65,500人（18年度実績）以上とする。 ※ 労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設けることとしている。 | | 19年度 予算額 | 686 |

| | | | | |
|----------------|--|-------------------|--|----|
| 事業名 | 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業 | | 事業番号 | 53 |
| 事業概要 | <p>「技能実習制度」は、開発途上国等に対する技能移転を図ることを目的とし、技能実習生を労働基準法上の労働者と位置づけて実習を行う制度である。近年、国際化の進展等により、我が国で就労する技能実習生の増加が顕著であり、それに伴い技能実習生に係る業務上の事故・疾病及び賃金・労働時間等就業に関する問題も増加している。</p> <p>本事業は、技能実習生受入企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図るとともに制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生対策検討委員会の設置 ・ 実習生受入れ企業等に対する助言・指導等の実施 ・ 適正な労災保険給付の確保 | | 18年度予算額 | 61 |
| 18年度成果目標 | 1 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件以上 2 メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 70件以上 3 J I T C Oが実施する「労働災害発生に関するアンケート調査結果」中の労災事故発生率 0.4%以下 (被災技能実習生数/在留技能実習生数×100) | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 1 安全衛生アドバイザーを配置し、技能実習生受入企業、団体等に対する相談・助言・指導を行うとともに、その要請に基づき実地相談を行う。 2 メンタルヘルスアドバイザーを配置し、技能実習生受入企業、団体等に対する相談・助言・指導を行うとともに、その要請に基づき実地相談を行う。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 1 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施状況等を指標として評価を実施する。 2 メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施状況等を指標として評価を実施する。 3 J I T C Oが実施する「労働災害発生に関するアンケート調査結果」より評価を実施する。 | |
| 実績 | 1 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 385件 (労災保険相談員による安全衛生実地指導も含む) 2 メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 75件 3 J I T C Oが実施する「労働災害発生に関するアンケート調査結果」中の労災事故発生率 0.51% (被災技能実習生数/在留技能実習生数×100) | | | |
| 評価 | 目標を一部達成しており、技能実習生は母国との生活習慣、就業環境、言語の相違等から生じる安全衛生上の問題、心身のストレスによる精神衛生上の問題等日本人労働者にはない特殊な事情を有しており、加えて、「労働災害発生に関するアンケート調査結果」中の労災事故発生率も増加しており、近年実習生の増加に伴い事故・疾病件数の増加も顕著であること等から、引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化についてさらなる検討を行った結果、平成18年度をもって「受入団体に対する就業適正化対策の実施」を廃止した。 | | | |
| 19年度成果目標 | 1 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件以上 2 メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上 3 J I T C Oが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率を0.4%以下とする。 | | 19年度予算額 | 57 |

| | | | | |
|----------------|--|---------------------|---|----|
| 事業名 | 家内労働者の安全衛生対策事業 | | 事業番号 | 56 |
| 事業概要 | <p>家内労働者の安全衛生を確保するため、以下の事業を実施するもの。</p> <p>1 家内労働者の災害防止状況、健康管理、作業環境等家内労働の実態を把握するため個別訪問し、適切な指導を行う。</p> <p>2 家内労働者の安全衛生・健康管理について、委託者及び家内労働者の自主的取組を促進するため、自主点検及び集団指導を行う。</p> <p>3 粉じん作業等有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のために、各都道府県労働局を通じて受診対象家内労働者をとりまとめたうえ、各都道府県にある健診機関において特殊健康診断を実施する。</p> | | 18年度予算額 | 36 |
| 18年度成果目標 | 家内労働者650人に対し特殊健康診断を受診させる。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 安全衛生指導員による受診勧奨を行う。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 家内労働者特殊健康診断事業において特殊健康診断を実施した件数により評価を行う。 | |
| 実績 | 226人 | | | |
| 評価 | <p>目標は未達成であった。これについては、年度当初の受診希望者が少なく計画数に満たなかったとともに、受診予定者数に対して実際に受診した者の割合が低かったことが理由としてあげられる。</p> <p>このため、目標未達成の理由を踏まえ、平成19年度においては、従来の国の安全衛生指導員による受診勧奨とあわせて、健診機関を通じた事業の周知広報を委託事業において実施することとする事業の見直しを行った。</p> | | | |
| 19年度成果目標 | 受診勧奨に従って特殊健康診断（自己負担有り）を受診した家内労働者数を、計画する健診予定者数の8割以上とする。 | | 19年度予算額 | 33 |
| 事業名 | 働く女性の母性健康管理対策推進事業 | | 事業番号 | 57 |
| 事業概要 | <p>女性労働者・企業を対象として、母性健康管理の措置の実態に関する調査を全国的に実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析し、母性健康管理措置を推進していくための施策の提言を行う。</p> <p>また、調査及び分析の結果を踏まえ、企業における母性健康管理に関する環境整備を進めるため、様々な媒体を活用し、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関する効果的な情報提供、周知・啓発を実施する。</p> <p>さらに、産業医等産業保健スタッフ・企業の人事労務担当者を対象に研修を実施し、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することにより資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。</p> | | 18年度予算額 | 54 |
| 18年度成果目標 | 研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組が進んだ事業場の割合 70%以上 | | | |

| | | | |
|----------------|--|---------------------|----------------------------|
| 成果目標を達成するための手法 | 女性労働者・企業に対し広く情報提供をするなど、母性健康管理に関する啓発活動を推進するとともに、効率的で効果的な母性健康管理研修を実施する。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 母性健康管理に関する取組状況を指標に評価を実施する。 |
| 実績 | 87% | | |
| 評価 | 目標を達成し、企業における母性健康管理体制の整備に効果を上げており、今後も妊娠中又は出産後の女性労働者が安全に働くことができる職場環境の整備を図るため、引き続き事業の実施が必要である。 | | |
| 19年度成果目標 | 研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。 | 19年度予算額 | 72 |

| | | | |
|----------------|---|---------------------|---------------------------------|
| 事業名 | 女性と仕事総合支援事業（女性と仕事の未来館運営） | 事業番号 | 58 |
| 事業概要 | 男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが多い女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身体的な問題に対処し、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行う。 | 18年度予算額 | 187 |
| 18年度成果目標 | 1 来館者数 16.7万人 2 ホームページアクセス数 58万件 3 健康に関する相談件数 2,200件 4 健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答 80%以上 | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 1 「働く女性の健康」展の開催、集中的な健康相談等を実施したほか、ホームページのコンテンツ、レイアウト等の見直しを適時実施した。 2 相談内容等の集約・整理による傾向把握、相談実施後のアンケート等による効果測定に努め、相談員会議等においてより相談の効果を上げるための検討を行った。また、集約・整理した内容を、ホームページ、冊子等により情報提供することにより、より有用な情報発信に努めた。 3 運営協議会において、事業のあり方について定期的に検討を行った。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 利用者に対するアンケート調査結果等を指標として評価を実施する。 |
| 実績 | 1 173,953人 2 605,027件 3 2,368件 4 90.9% | | |

| | | | |
|--------------|--|-------------|-----|
| 評 価 | <p>1 来館者数は目標を上回った。 2 ホームページアクセス件数は目標を上回った。 3 健康に関する相談件数は目標を上回った。 4 利用者からの健康に関する相談を受けたことで具体的な成果が得られた旨の回答は目標を上回った。 女性労働者の心身の健康の保持増進のため、引き続き事業を実施する必要がある。</p> | | |
| 19年度 成果目標 | <p>1 健康に関する相談件数 2,400件 2 健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の80%以上から得る。</p> | 19年度 予算額 | 178 |

| | | | | |
|----------------------------|--|-------------------------------------|---|--------|
| 事業名 | 未払賃金の立替払事業 | | 事業 番号 | 59 |
| 事業概要 | 未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払うものである。 | | 18年度 予算額 | 19,140 |
| 18年度 成果目標 | <p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月) なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 1 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内とする中期目標を堅持する。 2 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。</p> | | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | <p>請求者に対し、早期支払いが行われるよう迅速な処理を行う。 再建型の民事再生事案等について確実な回収を行う。</p> | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | <p>請求書の受付日から支払日までの平均的な期間が何日程度で推移しているかを把握する。 債務承認書や弁済計画未提出、弁済不履行している再生債務者等に対して行う提出督促及び弁済督促の状況を把握する。</p> | |
| 実 績 | <p>平成18年度に係る実績は、立替払の迅速化として、支払までの期間を対前年度比1.0日短縮して28.6日とした。 立替払金の求償について、債権の回収を図るため、再建型の民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者等71事業所全件について計414回の提出督促を実施した。 また、指定期日に弁済が行われていない事案81事業所全件について計381回の弁済督促を実施した。</p> | | | |
| 評 価 | <p>労働者健康福祉機構において審査マニュアル等を作成し職員研修で活用する等により請求書の受付日から支払日までの期間を28.6日に短縮し、前年に引き続き中期目標に掲げられている数値を上回っているところであり、この点については評価委員会においても「評価できる。今後とも業務の質の維持・向上を図りつつ、業務のより一層の効率化に向けて努力することを期待する。」と評価されているところであり、引き続き、業務の効率化、質の向上に努め、迅速な処理による労働者の早期救済や事業の適正な運営を図る必要がある。</p> | | | |
| 19年度 成果目標 | <p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月) なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 1 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持する。 2 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。</p> | | 19年度 予算額 | 17,361 |

| | | | | |
|----------------|---|---------------------|--|-----|
| 事業名 | 労働条件等自主的改善対策推進事業（平成18年度限り廃止事業） | | 事業番号 | 60 |
| 事業概要 | <p>1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 小規模事業場向けのモデル就業規則等を開発するための「モデル就業規則等検討委員会」を設置し業種や業態に即したモデル就業規則の作成及び改定を行うとともに、その普及を図ることにより、小規模事業場への就業規則の整備促進を図る。</p> <p>2 労働条件に関する情報提供事業 変形労働時間制や裁量労働制などの労働時間制度等の業種別事例、賃金・退職金の水準や事例、その他労働条件に関する幅広い情報を収集・整理し、事業主に対して提供する。</p> | | 18年度予算額 | 237 |
| 18年度成果目標 | <p>1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 労働者数10人未満の事業場の就業規則の作成・届出を5%増加させる。</p> <p>2 労働条件に関する情報提供事業 インターネットアクセス件数を160,000件以上とする。</p> | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 機関誌、インターネット等を通じた広報を行う。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | <p>1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 労働者数10人未満の事業場の就業規則届出件数をカウントする。</p> <p>2 労働条件に関する情報提供事業 インターネットアクセス件数をカウントする。</p> | |
| 実績 | <p>1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 労働者数10人未満の事業場の就業規則の作成・届出は6.3%増加した。</p> <p>2 労働条件に関する情報提供事業 インターネットアクセス件数は137,797件であった。</p> | | | |
| 評価 | <p>1 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業 実績6.3%と目標を達成し、小規模事業場への就業規則の整備促進に効果があった。</p> <p>2 労働条件に関する情報提供事業 実績137,797件と目標の86.1%を達成し、労働条件に関する有益な情報の提供に効果があった。</p> | | | |
| 19年度成果目標 | ※ 平成18年度をもって廃止。 | | 19年度予算額 | - |
| 事業名 | 労働条件相談センター（平成18年度限り廃止事業） | | 事業番号 | 61 |
| 事業概要 | <p>主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺（全国33箇所）に労働条件相談センターを設置し、労働時間、休日・休暇、賃金、解雇、職場環境等様々な労働条件に関する労使からの窓口相談、電話による相談に対して助言・説明を行う。 なお、平日17時以降や土曜日に相談を受け付けることにより利用者の便宜を図っている。</p> | | 18年度予算額 | 411 |
| 18年度成果目標 | 相談件数を53,000件以上とする。 | | | |

| | | | |
|----------------|---|-------------------|--------------|
| 成果目標を達成するための手法 | 事業の周知広報を行う。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 相談件数をカウントする。 |
| 実績 | 相談件数は53,706件であった。 | | |
| 評価 | 監督機関が閉庁している時間帯等に目標とする件数の相談を受け付けることができた。 | | |
| 19年度成果目標 | ※ 平成18年度をもって廃止。 | | 19年度予算額 - |

| | | | | |
|----------------|--|-------------------|----------------------|-----|
| 事業名 | 新規起業事業場の労働条件整備サポート事業（平成18年度限り廃止事業） | | 事業番号 | 62 |
| 事業概要 | 新規起業事業主からの求めに応じ、労働基準関係法令等の専門家を当該事業場に派遣し、その事業場の実情に即した労働時間、休日・休暇制度、賃金制度、職場環境等様々な労働条件の整備、改善について、指導、助言を行う。 | | 18年度予算額 | 163 |
| 18年度成果目標 | 利用した80%以上の事業場において、具体的な労働条件の整備、改善が図られること。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 事業場の実情に応じた、懇切丁寧な指導、助言・説明をする。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 利用者に対して、事後にアンケートを行う。 | |
| 実績 | 利用した93.0%の事業場において具体的な労働条件の整備、改善が図られた。 | | | |
| 評価 | 新規起業事業場の労働条件の整備、改善に大きな効果があった。 | | | |
| 19年度成果目標 | ※ 平成18年度をもって廃止。 | | 19年度予算額 | - |

| | | | | |
|----------|--|--|---------|----|
| 事業名 | 改善基準告示等遵守のための運行時間管理に係る自主的改善事業（平成18年度限り廃止事業） | | 事業番号 | 63 |
| 事業概要 | トラック運転者の適正な労働時間管理のためのマニュアルを策定し、同マニュアルの普及促進活動等を事業主団体に委託するもの。 | | 18年度予算額 | 12 |
| 18年度成果目標 | 普及促進説明会に出席したトラック事業主から、トラック運転者の適正な労働時間管理のために作成した「改善基準遵守ソフト」を使用する割合を80%以上得る。 | | | |

| | | | |
|----------------|--|-------------------|-------------------------------------|
| 成果目標を達成するための手法 | 標準運行時間作成マニュアル等の普及促進説明会に出席した事業主に対し、わかりやすく説明する。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 普及促進説明会出席者に対するアンケート結果を指標として評価を実施する。 |
| 実績 | 標準運行時間作成マニュアル等の普及促進説明会に出席した事業主から「自社内で積極的に活用したい」、「荷主企業にも提示するなどの活用をした」、「まず取得して中身を見てみたい」と評価された合計の割合：91% | | |
| 評価 | 目標を達成しており、トラック運転者の労働時間等改善のためには必要不可欠な標準運行時間作成マニュアル（「改善基準遵守ソフト」）であり、今後も引き続き、同マニュアルの普及促進に努めていく。 | | |
| 19年度成果目標 | ※ 平成18年度をもって廃止。 | | 19年度予算額 - |

| | | | | |
|----------------|---|-------------------|---|-----|
| 事業名 | 有期契約労働者就業環境改善プロジェクト | | 事業番号 | 64 |
| 事業概要 | 有期労働契約に関する法令等制度の内容を周知啓発するとともに、都道府県労働局に「労働条件確保改善推進委員会」を設置し、当該地域における有期契約労働者の就業環境の改善に向けた全体計画を策定し、地域の事業主団体に、①改善を進める事業場（対象事業場）の選定、②対象事業場における有期労働契約に係る制度の問題点（労働条件、健康診断・安全衛生教育の実施状況、福利厚生、教育訓練等における正規雇用者との間の格差等）の把握及び改善に向けた計画（改善計画）の策定、③改善計画に沿った具体的な取組の推進を行う。 | | 18年度予算額 | 201 |
| 18年度成果目標 | 有期労働契約に関する法令等の周知を図るとともに、本事業の実施対象事業場から、有期契約労働者に係る労働災害の防止及び健康確保を図る上での問題点の把握を80%以上得る。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 本事業の実施対策事業場における有期契約労働者に係る労働災害の防止及び健康確保を図る上での問題点の的確な把握に努める。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 有期契約労働者に係る労働災害の防止及び健康確保を図る上での問題点の把握結果を指標として評価を実施する。 | |
| 実績 | 有期労働契約に関する法令等制度の内容を周知啓発するとともに、都道府県労働局において「労働条件確保改善推進委員会」を設置し、当該地域における有期契約労働者の就業環境の改善に向けた全体計画を策定した上で、上記①から②に係る事業を実施した。その結果、本事業の実施対象事業場の93%（目標値80%）から有期契約労働者に係る労働災害の防止及び健康確保を図る上での問題点を把握した。 | | | |
| 評価 | 平成18年度における本事業の目標は達成したところであり、平成19年度においては、平成18年度において把握した問題点に対応するため、上記③に係る改善計画を策定し、具体的な改善に係る取組を実施する。 | | | |
| 19年度成果目標 | 平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。 | | 19年度予算額 | 158 |

| | | | | |
|----------------|--|-------------------|--|-----|
| 事業名 | 勤労者財産形成促進事業（廃止整理対象事業） | | 事業番号 | 65 |
| 事業概要 | 勤労者財産形成促進制度は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである。 本制度は、勤労者が金融機関等と契約し、貸金から控除する方法により事業主を通じて行う「財形貯蓄制度」と、勤労者が自ら居住するための住宅を建設するために必要な資金等を貸し付ける事業主等に融資する「財形融資制度」等からなっている。 勤労者財産形成促進事業は、財形融資等に係る業務を行うものである。 | | 18年度予算額 | 660 |
| 18年度成果目標 | 1 事務代行団体数98を上回ることを目標とする。 2 貸付金融資産である事業主より、「本融資によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価を80%以上得る。 3 財形給付助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価を80%以上得る。 4 財形貯蓄活用助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価を80%以上得る。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 財形貯蓄取扱機関、労働組合、使用者団体等関係機関へ協力を要請し、周知・広報活動を行う。 | 成果目標の達成度の事後的な評価方法 | 勤労者財産形成促進制度を利用する事業主に対して行う、制度利用のアンケート調査を指標として評価を実施する。 | |
| 実績 | 1 事務代行団体数：105団体 2 貸付金融資産である事業主より、「本融資によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価：81.3% 3 財形給付助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価：88.9% 4 財形貯蓄活用助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価：70.9% | | | |
| 評価 | 事務代行団体、貸付金及び財形給付助成金に係る目標は達成したが、財形貯蓄活用助成金に係る目標は達成できなかった。 勤労者と自営業者の間の持家格差は依然大きく、また、高齢化が進展する中で老後の生活への準備の必要性が高まるなど、勤労者の財産形成を支援する勤労者財産形成促進制度は今後とも重要であり、引き続き、勤労者財産形成促進事業を実施していく必要がある。 しかしながら、助成金事業については、近年利用実績が低調であり、政策効果が低減したと考えられることから、平成18年度限りで、必要な経過措置を設けた上で廃止とした。 | | | |
| 19年度成果目標 | ※ 労働福祉事業の見直しにより、本事業は、当該助成金について必要な経過措置を設けた上で、廃止とした。 助成金の経過措置については、平成18年度中に支給の要件を満たす事業主等についての措置であり、平成19年度以降新規の要件に係る助成金支給はないことから、平成19年度の目標を設定することは困難である。 | | 19年度予算額 | 44 |

| | | | | |
|----------|---|--|---------|-------|
| 事業名 | 中小企業退職金共済事業 | | 事業番号 | 66 |
| 事業概要 | 独力で退職金制度を設けることができない中小企業について、掛金の一部を助成することにより、中小企業退職金共済制度への加入を促進し、退職金制度の確立を図る。 | | 18年度予算額 | 2,046 |
| 18年度成果目標 | 中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。 なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。 （独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成20年3月） | | | |

| | | | |
|----------------|---|---------------------|---|
| 成果目標を達成するための手法 | 新たに中小企業退職金共済制度に加入した中小企業者に対して、加入後4カ月目から1年間、掛金月額1/2（上限5,000円）を助成する。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 新規加入被共済者数を指標として評価を実施する。 外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成20年度に事後評価を実施する。 |
| 実績 | 新規加入被共済者数：416,246人 | | |
| 評価 | <p>目標を達成しており、中小企業退職金共済制度の加入促進を図るために有効であったと評価される。大企業に比べ中小企業における退職金制度の普及はいまだ十分とはいえない中、引き続き事業を実施する必要がある。</p> <p>なお、独立行政法人評価委員会からは、「中退共事業においては、適格退職年金制度からの移行に係る説明会の開催や企業への個別訪問の実施、適格退職年金制度の受託金融機関（信託銀行）への政策的な運用資金の配分の見直し等、機構としての加入促進に向けた積極的な努力により、加入者数の目標達成率が117.4%となったことは評価する。」との評価を受けている。</p> | | |
| 19年度成果目標 | <p>中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。</p> <p>なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。 （独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成20年3月）</p> | 19年度 予算額 | 1,922 |
| 事業名 | 中小企業貸金制度支援事業（平成18年度限り廃止事業） | 事業 番号 | 67 |
| 事業概要 | 貸金制度の整備・改善に取り組む中小企業団体や個別の中小企業を対象に、規模、業種、改善目標等に応じたモデル貸金制度や自主点検表等の作成・提供、セミナーの開催等により、中小企業の貸金制度の整備・改善の支援を行う。 | 18年度 予算額 | 262 |
| 18年度成果目標 | 中小企業貸金制度支援事業(団体支援事業)に参加した企業から「貸金制度の見直しに着手する、又はその意向がある」旨の回答を30%以上得る。 | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 事業に参加した企業に対するフォローアップとして個別相談の実施、テキストの改訂 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 事業参加企業に対するアンケート調査結果を指標として評価を実施する。 |
| 実績 | 事業参加企業から「この事業に参加した結果、自社の貸金制度について見直しを実施した、実施中、又は実施したい」との評価：78.7% | | |
| 評価 | 目標を達成し、貸金制度の整備・改善を図ろうとする中小企業労働者の労働環境の改善と中小企業の健全な発展に資するとともに、労使間のトラブルの未然防止に役立ったが、事業見直しの結果、本事業については平成18年度限りで廃止とした。 | | |
| 19年度成果目標 | ※ 平成18年度をもって廃止。 | 19年度 予算額 | - |

| | | | | |
|----------------|--|---------------------|---|-----|
| 事業名 | 個別労働紛争処理対策事業（平成19年度より「個別労働紛争対策事業」に変更） | | 事業番号 | 68 |
| 事業概要 | 平成13年10月より施行されている、労働関係から生じるあらゆる紛争の解決促進を目的とする「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の事業を実施。 1 総合労働相談窓口の運営(全国約300カ所) 2 都道府県労働局長の助言・指導 3 個別労働紛争の自主的解決の援助 | | 18年度予算額 | 571 |
| 18年度成果目標 | 都道府県労働局長による助言・指導の処理期間1ヶ月以内の割合のものの割合を90%とする。 | | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 平成13年10月の制度開始以降都道府県労働局に寄せられた様々な事案の蓄積を活用することにより、類似の紛争事案に対する適正な助言指導のより適切な実施を図る。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 都道府県労働局長による助言及び指導を終了した件数のうち、処理期間1ヶ月のうち、処理期間1ヶ月以内のものの割合を指標とし評価を実施する。 | |
| 実績 | 93% | | | |
| 評価 | 目標を達成しており、増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速かつ適正な解決の促進のためには不可欠な事業であることから、引き続き実施する必要がある。 | | | |
| 19年度成果目標 | 紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のものの割合93%を上回る。 ※ 平成19年度より、事業名を「個別労働紛争対策事業」に変更。 | | 19年度予算額 | 598 |

| | | | | |
|------|---|--|---------|-----|
| 事業名 | 総合的短時間労働者対策推進費（廃止整理対象事業） | | 事業番号 | 69 |
| 事業概要 | 都道府県労働局において、短時間雇用管理者に対する講習会等を実施する。 さらに、短時間労働援助センターにおいて、短時間労働者の均衡処遇に向けた取組を支援する事業主への助成金の支給、短時間労働者に係る情報提供・相談援助、均衡確保に向けた取組推進事業所の支援等、短時間労働者の労働福祉向上を図ることを目的とした事業を総合的に実施する。 | | 18年度予算額 | 766 |

| | | | |
|----------------|--|---------------------|---------------------------------------|
| 18年度 成果目標 | 1 短時間労働者雇用管理改善等助成事業 短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合 80%以上 2 短時間労働者に係る情報提供、相談援助事業 短時間労働者の定着に関して具体的な問題を抱えていた事業主について、パートタイム雇用管理改善セミナーを参考にして雇用管理の改善を図ることとした割合 80%以上 3 均衡処遇推進事業 ① 業種別使用者会議の参加者について、取組事例、情報交換等の内容が有益であった旨の評価 80%以上 ② 診断票による自己診断の結果、改善が必要な事業所からの求めに応じた情報提供、相談援助等 80%以上 ③ 正社員と職務が同じでパートタイム労働者を雇用するものの業種別使用者会議に参加するまで同業他社の取組がわからないことから均衡処遇に向けて取り組んでこなかった事業主のうち、会議への参加をきっかけに転換制度の整備など具体的取組を行うこととしたものの割合 80%以上 | | |
| 成果目標を達成するための手法 | 1 制度の必要性等を事業主に周知するとともに、助成金支給後も事業主へのフォローアップを行う。 2 パートタイム労働に関する最新情報の提供や関係機関の協力を得た形での相談への対応など、実施内容について工夫する。 3 参加者が、均衡処遇に取り組むことのメリットを理解し、取組意欲が高まるように、事例等情報提供の内容について工夫、事業主への相談対応、助言等を実施する。 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 助成金の支給団体に対するアンケートの実施結果等を指標として評価を実施する。 |
| 実績 | 1 90.3% (8月末時点) 2 93.3% 3 ① 97.9% ② 92.5% ③ 89.8% | | |
| 評価 | 目標を達成しているが、労働福祉事業の全体の見直しの中で、事業の廃止を行い、19年度においては助成金の経過措置のみ。 | | |
| 19年度 成果目標 | 短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 | 19年度 予算額 | 175 |
| 事業名 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金（独立行政法人） | | 事業 番号 71 |
| 事業概要 | 労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 1 労働政策についての総合的な調査及び研究 2 労働政策についての情報及び資料収集・整理 3 労働政策の研究促進のための研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣 4 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修 | | 18年度 予算額 152 |

| | | | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|--|
| 18年度 成果目標 | <p>独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標を達成する。なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取りまとめた研究成果のうち、10件以上について、外部評価による総合評価で優秀であるとの評価を得ること。 2 関連専門誌等への論文掲載を27件以上とし、そのうち、3件以上は査読を経ることを掲載の条件とする雑誌等への掲載であること。 3 調査研究事業について、有識者を対象としたアンケート調査により、3分の2以上の者から「有益である」との評価を得ること。 4 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信すること。 5 ホームページへのアクセス件数を640万件以上とすること。 6 フォーラム、国際シンポジウム等の開催のべ件数を17件以上とすること。 7 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から「有意義だった」との評価を得ること。 <p>(※ 独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標対象期間：平成15年10月～平成19年3月)</p> | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | <p>外部有識者により構成される総合評価諮問会議、同リサーチ・アドバイザー部会、研究基盤整備事業等有識者懇談会及び研修事業有識者懇談会を法人独自に設置し、年度計画等に係る事前評価及び年度等の業務実績についての評価を行うことで、中期目標・中期計画に沿った適正で質の高い業務運営を確保するよう務める。</p> | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | 外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価（事後評価）を実施する。 |
| 実 績 | <ol style="list-style-type: none"> 1 35件 2 論文掲載66件、査読付掲載17件 3 95.3% 4 月1回、週2回 5 1580万件 6 のべ20件 7 96.1% | | |
| 評 価 | <p>評価委員会では、「平成18年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取り組みが行われ、年度計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い満足度及び有益度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。」「調査研究の成果については、39件の研究成果のうち35件が外部評価で優秀（A以上）との評価を得るとともに、関係専門誌への論文掲載が66件（うち17件が査読付き）に上るなど、平成17年度に引き続き、年度計画を上回る成果を上げている。」「労働政策フォーラムは適切に実施されているが、参加者アンケートで「大変有益である」との回答の割合が比較的少ないことが今後の課題である。」「研修と研究の連携の一環として課外活動の時間を利用して実施したイブニングセッションは、参加した研修生からも好評であり、研究・研修双方に良い効果を生じていると評価できる。」とされたところであり、引き続き中期目標・中期計画に沿った適正で質の高い業務運営を確保する必要がある。</p> | | |

| | | | |
|--------------|--|-------------|-----|
| 19年度 成果目標 | <p>独立行政法人労働政策研究・研修機構の第2期中期目標及び中期計画達成する。なお、平成19年度における目標及び計画は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 2 プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 3 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 4 労働政策研究の成果や機構の事業活動全般について、有識者を対象としたアンケート調査により、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得ること。 5 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信し、これらの読者へのアンケート調査を行い、有益であると答えた者の割合を80%以上となるようにする。 6 情報収集の成果について、政策の企画立案や政策論議の活性化に貢献した実績件数を延べ100件以上とすること。 7 労働政策フォーラムの参加者を対象としたアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 8 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 | 19年度 予算額 | 151 |
|--------------|--|-------------|-----|

| | | | | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|---|-----|
| 事業名 | 中小企業福祉事業（整理廃止対象事業） | | 事業 番号 | 72 |
| 事業概要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業における労務管理の向上等を図るため、モラールサーベイ調査による問題点の把握、中小企業労働施策アドバイザーによる指導等の事業を行う都道府県に対して補助を行う。 2 中小企業を中心とする労使双方からの労働相談・情報提供ニーズに的確に対応するため、労働相談員の配置等により相談窓口の高度化・専門化等を図る都道府県に対して補助を行う。 3 省幹部と労使団体等の政策担当実務者による懇談の場を設け、労使交渉、雇用の安定、労働災害の防止等に係る問題点や政策に関する政労使の意見交換を行い、もって、労働者の福祉の増進に関する合意を積極的に形成し、労働福祉政策の企画・立案に資する。 | | 18年度 予算額 | 118 |
| 18年度 成果目標 | 中小企業施策アドバイザーによりモラールサーベイ実施結果を踏まえた労務改善指導を行った事業所について、指導後6ヶ月以上経過した事業所を調査対象とし、労務改善済み又は改善途中の事業所の比率を1/3以上とする。 | | | |
| 成果目標 を達成す るための 手法 | 中小企業施策アドバイザーにより、労務改善すべき問題点を確実に把握し、改善に向けた具体的な指導及び助言を行う。 | 成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法 | 労務改善指導対象となった事業所に対して、改善指導を行った結果（改善状況）に関する調査を行い、改善割合を指標として評価する。 | |
| 実 績 | 平成19年6月の調査において、61%の事業所が労務改善策を実施済み又は実施中との結果を得た。 | | | |
| 評 価 | 労務改善済み又は改善途中の事業所の比率が1/3を大きく上回り、目標達成。 | | | |
| 19年度 成果目標 | <p>中小企業施策アドバイザーにより労務改善指導を行った事業所について、指導後6ヶ月以上経過した事業所を調査対象とし、労務改善済み又は改善途中の事業所の比率を1/2以上とする。</p> <p>※ 整理廃止対象事業であるが、都道府県との関係があり、経過的に実施するもの。</p> | | 19年度 予算額 | 51 |

| | | | |
|----------|---|---------|-----|
| 事業名 | 働き方改革トータルプロジェクトの推進事業（平成19年度新規事業） | 事業番号 | 73 |
| 事業概要 | 働き方の見直しにより長時間の是正に取り組む中小企業に対する支援を推進する。 | 19年度予算額 | 222 |
| 19年度成果目標 | 本事業の実施事業主のうち、本事業により具体的に長時間労働の是正が図られているとする事業主の割合を80%以上とする。 | | |

| | | | |
|----------|--|---------|-----|
| 事業名 | 過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業（平成19年度新規事業） | 事業番号 | 74 |
| 事業概要 | 総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、労働時間の適正な管理等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。 | 19年度予算額 | 279 |
| 19年度成果目標 | 本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を80%以上とする。 | | |

| | | | |
|----------|---|---------|-----|
| 事業名 | 労働時間等相談センター事業の推進（平成19年度新規事業） | 事業番号 | 75 |
| 事業概要 | 主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺（全国33カ所）に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。 なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図っている。 | 19年度予算額 | 399 |
| 19年度成果目標 | 相談件数を53,000件以上とする。 相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を80%以上とする。 | | |

| | | | |
|----------|--|---------|-----|
| 事業名 | 新規起業事業場就業環境整備サポート事業（平成19年度新規事業） | 事業番号 | 76 |
| 事業概要 | 新規企業事業場に労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導、助言を行う。 | 19年度予算額 | 146 |
| 19年度成果目標 | 利用した事業場のうち、具体的な就業環境の整備が図られた割合を80%以上とする。 | | |

| | | | |
|----------|--|---------|-----|
| 事業名 | 短時間労働者安全衛生対策推進費（平成19年度新規事業） | 事業番号 | 77 |
| 事業概要 | 短時間労働者の健康管理を促進するための啓発指導を行うとともに、正社員との均衡を考慮して短時間労働者の健康診断を実施する事業主に対して助成金を支給する。 | 19年度予算額 | 333 |
| 19年度成果目標 | 短時間労働者均衡処遇推進助成金は、健康診断等制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合が80%以上であること。 | | |

| | | | |
|----------|---|---------|----|
| 事業名 | 安全衛生関係等調査研究（平成19年度新規事業） | 事業番号 | 78 |
| 事業概要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 個人業務請負契約に基づき就業する者の実態を把握するため、文献調査、アンケート調査を行う。 2 小規模事業場における安全衛生管理体制・活動の実態等について調査を行い、これに基づき、国の支援方策の在り方等について専門家による検討を行う。 3 石綿による疾病に関する症例収集及び分析のための経費 4 振動障害診断のための冷水浸漬皮膚温検査法（12℃5分法）に関する調査研究 | 19年度予算額 | 40 |
| 19年度成果目標 | <ol style="list-style-type: none"> 1 調査を適切に実施し、その分析結果をまとめると共に、実効ある対処方針等についても検討し、報告書にまとめる。 2 実態調査・検討を適切に実施し、国の支援方策の在り方等についての報告書を取りまとめる。 3 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。 4 調査研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、検査結果の評価のための基礎資料を得る。 | | |